

医療費の払い戻しについてのご案内

道外の医療機関等を受診したときや受給者証を提示できずに受診したときは、健康保険証のみの受診となるため、年齢などに応じた自己負担割合の医療費をお支払いいただく必要があります。

このような場合は、受給者証の自己負担額を除き、お支払いした医療費の払い戻しが可能です。

【 払い戻しの手続きに必要なもの 】

- 来庁される方の本人確認書類 ※
- 医療費受給者証
- 健康保険情報がわかる書類(下記のいずれか1点)
 - ①健康保険証
 - ②資格確認書
 - ③マイナポータルの保険情報が確認できる画面
- 領収書原本
- 申請者名義の口座番号の分かるもの



医療費の助成について、健康保険が適用されない予防接種、文書料、食事代などは対象外です。



※本人確認書類として必要なもの
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート
健康保険証、年金手帳 等

【 払い戻し受付期間 】

受診月の翌月から数えて 2年間

例：令和6年8月診療分 ⇒ 令和6年9月～令和8年8月まで

【 Q&A 】

Q1：病院で支払った医療費の全額を払い戻しできますか？

A1：負担区分に応じた自己負担額（一割負担または初診時一部負担）を除いた医療費が払い戻しできます。

18歳になる年度の末日までのお子さんの医療費は全額助成のため、お支払いした医療費が払い戻しできます。

ただし健康保険が適用されている医療費に限ります。

Q2：令和4年1月の領収書が見つかりました。払い戻しできますか？（令和6年8月時点）

A2：令和4年1月受診分の受付期間は令和4年2月～令和6年1月までのため、払い戻しできません。

Q3：入院してかかった病衣代は払い戻しできますか？

A3：病衣代は健康保険が適用されないため、払い戻しの対象となりません。

Q4：治療用装具を作ったが、10割分の料金を支払いました。払い戻しできますか？

A4：治療用装具の費用については、手続きにより各健康保険から年齢などに応じた自己負担割合の医療費を除き払い戻しされます。ご加入の健康保険にて払い戻しの手続き後に、残りの自己負担額は、医療費助成制度より払い戻しできます。

ただし、申請には上記【払い戻しの手続きに必要なもの】のほか、装具に関する医師の証明書、各健康保険からの支給決定通知書が別途必要になります。

(例1) 高校生のお子さんが治療用装具を作成し、20,000円(10割分)の費用がかかった場合

- ・各健康保険⇒14,000円(7割分)が払い戻し
- ・医療費助成⇒6,000円(3割分)が払い戻し

(例2) 40歳の重度受給者が治療用装具を作成し、50,000円(10割分)の費用がかかった場合

- ・各健康保険⇒35,000円(7割分)が払い戻し
- ・医療費助成⇒非課税世帯の場合は15,000円(3割分)が払い戻し

課税世帯の場合は10,000円(2割分)払い戻し、5,000円(1割分)自己負担あり

Q5：学校等や幼稚園、認可保育所等内(以下、学校等)の管理下のけがで受診したが、災害共済給付に該当しませんでした。支払った医療費は払い戻しできますか？

A5：学校等でけがをして初めて受診したときから完治までの医療費の自己負担額の合計が500円未満の場合は災害共済給付に該当とならないため、医療費助成制度より払い戻しできます。